

第3 風致景観の管理に関する事項

1 許可、届出等取扱方針

「国立公園及び国定公園の許可・届出等の取扱要領（昭和54年6月30日付け環自保第250号）」、「国立公園内における各種行為に関する審査指針（昭和49年11月20日環自企第570号）」（以下審査指針という）及びこれによらないことができる別記「特定地域における特定行為の認定」一覧（p. 43）によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

行為の種類	取 扱 方 法
<p>1. 工作物</p> <p>(1) 建築物</p>	<p>① 位置</p> <p>主要展望地、及び海上の、特に観光船やフェリー等の航路からの風景を損なうことのないよう留意する。また、海岸線に勝れた松林を有している地区においては、原則として松林から海岸にかけては常設の建築物は設置しないこととする。</p> <p>② 外観デザイン</p> <p>ア 屋根の形態</p> <p>特殊な用途の建築物を除き、切妻、寄棟、もしくは入母屋型の勾配屋根とする。</p> <p>イ 屋根の色彩・材質</p> <p>基本的にこげ茶色系統、黒またはグレー系統とする。また淡路の特産である瓦を積極的に取り入れ、淡路島らしい風景の創出を図る。</p> <p>ウ 外壁の色彩</p> <p>茶系統、ベージュ系統もしくはグレー系統とし、屋根の色彩との調和を図る。</p> <p>③ 修景緑化</p> <p>第7. 2 修景緑化指針（p. 33）による。</p> <p>*なお普通地域内大規模建築物については、展望地点からの見え方の検討を行うなど、慎重に取扱うものとする。</p>
<p>(2) 道路</p>	<p>主要展望地や海上からの風景を著しく改変しない。更に工事の設計にあたっては、風景上の影響を軽減するよう以下の点に留意する。</p> <p>① 法面等の処理</p> <p>擁壁を設置することが不可欠である区間を除き、原則として永続性のある</p>

行為の種類	取扱方法
	<p>緑化工により緑化する。この場合、法面の安定のための法枠工、緑化ウォール等の構造物を緑化工と併用することは差し支えないものとする。</p> <p>通常の緑化が不可能な法面でも、極力モルタル吹付を避け、緑化特殊モルタルや落石防護ネット等により対処する。モルタル吹付は、通行の安全上、代替工法がないと認められる場合に限るものとし、必要に応じてセメントに顔料を混ぜる等の着色を行ない、風景上の支障の軽減を図る。</p> <p>なお、緑化植物については第7.2 修景緑化指針（p. 33）による。</p> <p>② 交通安全柵 極力ガードケーブルを用いることとする。ガードレールを使用する場合は、亜鉛メッキ仕上げとする。</p> <p>③ 落石防護柵及び落石防護ネット 亜鉛メッキ仕上げのものを使用するか灰色もしくはこげ茶色に塗装する。</p> <p>④ 擁壁 原則として自然石を使用する。それが困難な場合には、擬岩ブロックや化粧型枠の採用により自然石に模した表面仕上げとし、必要に応じてコンクリートに顔料を混ぜる等の着色を行ない、風景上の支障の軽減を図る。</p> <p>⑤ 残土 原則として国立公園区域外に搬出する。</p> <p>⑥ 跡地整理 工事跡地は、速やかに整理し、待避所等に活用される場合を除き早急に修景緑化を図る。</p> <p>*なお、新たなルートの開設にあたっては、極力地形改変の少なくなる位置を選定し、また、トンネルや橋梁等の工法を採用するなどの措置を講じて、地形改変の抑制に努める。</p>
(3) 電柱、 鉄塔、 アンテナ	<p>主要展望地や海上からの風景を著しく改変しない。更に工事の設計にあたっては、風景上の影響を軽減するよう以下の点に留意する。特に新設の場合は、事前にその必要性、場所の選定、風景上の支障等について十分な検討を行う。</p> <p>① 電柱</p> <p>ア 位置 主要展望地点、展望方向の風景を阻害する位置は避ける。</p> <p>イ 色彩 原則として、コンクリート柱はそのままの色、鋼管柱、鋼板柱は亜鉛メ</p>

行為の種類	取 扱 方 法
	<p>ッキ仕上げとするが、暗い林間においてはこげ茶色に塗装するなど、付近の状況になるべくとけこむ色彩を採用する。</p> <p>ウ 共架 原則として電力線と電話線の共架を図る。</p> <p>エ 地下埋設 主要展望地周辺での新築は、可能な限り地下埋設とし、既存施設の建替えにあたっては、地下埋設化又はルート変更を図る。</p> <p>オ 広告物 営業広告は認めない。</p> <p>② 鉄塔、アンテナ 新築の場合、その必要性、位置、規模及び風景上の支障について十分検討し、主要展望地点、展望方向の風景を阻害する位置は避ける。色彩は、灰色又は茶系色を原則とし、主要展望地から見て背後となる色彩との調和を図り、また同一地区内での統一を図る。航空障害対策は、極力塗装ではなく、標識灯の設置によることとする。 既設のものについては、塗り替え等の機会をとらえ改善を要請する。</p>
(4) 砂防・ 治山施設	<p>主要展望地や海上からの風景を著しく改変しない。更に工事の設計にあたっては、風景上の影響を軽減するよう次の点に留意する。特に新設の場合は、事前にその必要性、風景上の支障、公園利用動線への影響等を十分検討する。</p> <p>公園利用者の目につきやすい場所にあっては、原則として自然石を使用するが、それが困難な場合には擬岩ブロックや化粧型枠の採用により自然石に模した表面仕上げとするほか、落石防護柵については、亜鉛メッキ仕上げか灰色もしくはこげ茶色に塗装する。</p>
(5) 海岸保全施設 防波堤等	<p>海上や主要展望地からの風景を著しく改変しない。更に工事の設計にあたっては、風景上の影響を軽減するよう以下の点に留意する。また、事前に必要性、場所の設定、風景上の支障等について十分検討する。</p> <p>ア 公園利用者の目につきやすい場所にあっては、原則として自然石を使用するが、それが困難な場合には擬岩ブロックや化粧型枠の採用により自然石に模した表面仕上げとするほか、セメントに顔料を混ぜる等の着色を行ない風景上の支障の軽減を図る。</p>

行為の種類	取扱方法
	イ 施設の設置によって生じる潮流等の変化が、周辺海岸に著しい支障を及ぼさないことを明らかにする。
2. 木竹の伐採	国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域における森林施業について(昭和34年11月9日国発第643号)」及び「同(国有林の取扱い)(昭和48年8月15日国環自企第616号)」を基本とし、地域の風景に配慮した施業とする。ただし、天然記念物や自然林といった保全対象及びその周辺の森林又は、良好な照葉樹林等の伐採は極力避けるものとする。
3. 土石の採取	現在公園区域内において採石は行われていない。 新規の採石は認めない。
4. 広告物の設置	<p>国立公園の風景及び快適な利用環境を守るため、県、市町と協力して違反野立広告物の一掃を図る。許可にあたっては、色彩、デザイン等が周辺の風景と調和するよう、取扱いを以下のとおりとする。</p> <p>① 施設敷地内において施設名・営業内容等を表示する広告物、及び誘導標識・地区案内板</p> <p>ア 色彩・デザイン 地は茶系統、文字は白色を基調とし、敷地内施設との調和を図る。</p> <p>イ 照明 広告物に照明を使う場合、動光、点滅を伴うことのない白色系のものとする。</p> <p>ウ 標準仕様 地区案内板、道標及び誘導標識については、別途仕様の定められている場合を除き、別記仕様(p. 53)を標準とする。</p> <p>② その他の看板類 建築物の外壁に看板類を提出すること、及び海側や主要展望地側へ向けて広告物を提出することは極力避けることとし、やむをえず設置する場合は、①に準じて、風景上支障のないよう配慮する。 また、道路沿いに乱立して道路景観を乱すような営業用ののぼり、簡易看板等を排除する。</p>
5. 水面の埋立て	海面と一体となって優れた風景を構成する自然海岸は、瀬戸内海国立公園の風景の重要な要素をなすものであるため、適正な保護を図るため水面の埋立てについては、次のとおり取扱うものとする。

行為の種類	取扱方法
	<p>① 特別地域地先水面の埋立て</p> <p>ア 原則として許可しない。ただし、次の場合にあってはこの限りではない。</p> <p>(a) 地域住民の生活上必要なもの及び漁業、農業の用に供されるものであって必要性が高くかつ他に適地がないと認められる場合。</p> <p>(b) 既に人工海岸、半自然海岸になっていて、その地先で養浜を行なう等自然景観の回復を目的とする場合。</p> <p>(c) 陸上部に人工的施設が多数密集するなど、自然状態が著しく改変されている場合。</p> <p>イ 予め十分な環境影響調査を実施し、優れた海中の生態系を保全するよう努めると共に、許可する場合においても極力影響の少ない位置、規模、工法等について検討する。</p> <p>ウ 公園利用者の目につきやすい場所にある護岸等の工作物は、原則として自然石を使用するが、それが困難な場合には擬岩ブロックや化粧型枠の採用により自然石に模した表面仕上げとするほか、セメントに顔料を混ぜる等の着色を行ない風景上の支障の軽減を図る。</p> <p>エ 施設の設置によって生じる潮流等の変化が、周辺海岸に著しい支障を及ぼさないことを明らかにする。</p> <p>オ 水質汚濁防止膜の設置を図る等施工方法に十分配慮する。</p> <p>② 普通地域内水面の埋立て</p> <p>別記「瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立取扱い上の留意事項」（p. 58）のとおりとする。</p>

第7 地域の美化修景に関する事項

2 修景緑化指針

各種行為に伴い生じた裸地は、国立公園の風景を損なうことがないように以下の点に留意のうえ、速やかに修景緑化を行なうよう行為者を指導する。

(1) 支障木の移植

施工にあたっては、可能な限り既存樹木を保存するものとするが、やむをえず支障木が生じる場合には、極力これを移植するものとする。

(2) 裸地の緑化

施工に伴いやむをえず生じた裸地や、現在裸地になっている場所については、土地利用上、また防災上特に支障のない限り、樹木により緑化する。

(3) 緑化に使用する草本類

急な法面等樹木による緑化が困難な場所では、原則としてノシバ、ヨモギ、ススキ、メドハギ等の郷土産の種類を混合したものを使用するものとするが、これによることが著しく不合理な場合には、洋芝類、牧草類によるものとする。

(4) 緑化に使用する樹種等

敷地内の植栽、工事跡地の修景植栽等においては、別表「修景緑化樹種一覧」(p. 63)を参考とし、出来るだけ郷土産の種類による緑化を行なうよう行為者を指導していく。

修景緑化樹種一覽

高 木

和 名	生長	乾 湿	陰陽	性 状	観 賞 期	潮害	大気汚染
アカガシ	速	中	陰	常高 (20)		中	中
アカマツ	速	乾	陽	常高 (40)		弱	弱
アカメガンワ	速	中	陽	常高 (10)		—	—
アキニレ	速	湿	半陽	落高 (10)		強	中
アベマキ	速	中	陽	常高 (15)		中	—
アラカシ	速	中	半陽	常高 (15)		強	中
イイギリ	速	中—湿	陽	落高 (15)	果 (10—11)	—	—
イスノキ	中	乾	半陽	常高 (20)	花 (4—5)	強	強
イヌマキ	遅	湿	陰	常高 (15)		強	中—強
イブキ	遅	乾	陽	常高 (15)		強	強
イロハモミジ	速	湿	半陽	落高 (10)	葉 (10—11)	中	中
ウバメガシ	遅	乾	半陽	常高 (10)		強	強
ウラジロノキ	速	乾	陽	落高 (15)	葉・果 (9—10)	—	—
エノキ	速	中—湿	半陽	常高 (20)		中	中
オガタマノキ	遅	中	陰	常高 (15)	花 (3—4)	中	中
カクレミノ	遅	湿	陰	常高 (10)		強	—
カゴノキ	中	中	陰	常高 (15)		—	—
クサギ	速	中	陽	落高 (8)	花 (7—9)	—	—
クスノキ	速	中	半陽	常高 (25)		中	強
クロガネモチ	遅	湿	陽	常高 (10)	果 (11—1)	強	—
クロキ	中	中	陰	常高 (10)		—	—
クロマツ	速	乾	陽	常高 (40)		強	中
コナラ	速	中	陽	常高 (20)		中	中
サカキ	速	中	陰	常高 (10)		中	中
サンゴジュ	速	湿	陰	常高 (8)	果 (10)	強	強
ザイフリボク	速	乾	半陽	落高 (10)	花 (4—5)	—	—
シュロ	遅	中	陰	常高 (8)		強	中
シラカシ	速	中	半陽	常高 (20)		強	中

和名	生長	乾湿	陰陽	性状	観賞期	潮害	大気汚染
スダジイ	速	湿	半陽	常高 (25)		強	強
センダン	速	中-乾	陽	落高 (15)	花 (5-6)	中	中
タブノキ	速	中	半陽	常高 (20)		強	中
タラヨウ	中	中	陰	常高 (10)	果 (11-1)	中	中
ナギ	遅	中	陰	常高 (15)		強	弱
ナナミノキ	中	湿	半陽	常高 (10)	果 (11-2)	-	-
ナラガシワ	速	中	陽	落高 (16)		-	-
ナリヒラダケ	速	中	陽	常高 (8)		-	強
ニワウルシ	速	乾	陽	落高 (20)		中	強
ネズミサン	遅	乾	陽	常高 (10)		強	強
ネムノキ	速	中	陽	落高 (10)	花 (6-7)	強	-
ハゼノキ	速	中	陽	落高 (10)	葉 (10-11)	-	-
ヒイラギ	遅	乾	陰	常高 (8)	花 (10-11)	強	強
ヒメユズリハ	遅	中	陰	常高 (10)		強	中
ビワ	-	中	陽	常高 (10)	花 (11-2) 果 (6)	-	-
フジキ	速	中	陽	落高 (10)	花 (6)	-	-
マテバシイ	速	中	陽	常高 (10)		強	強
ミカン類	-	中	陽	常高	果 (10-11)	-	-
ミズキ	速	湿	半陽	落高 (15)	花 (5-6)	中	強
ムクノキ	速	中	半陽	落高 (20)		強	強
モウソウチク	速	中	半陽	常高 (15)		中	強
モチノキ	遅	中	陰	常高 (10)	果 (11-12)	強	強
モッコク	遅	湿	陰	常高 (10)	果 (10-11)	中	中
ヤブツバキ	遅	湿	陰	常高 (10)	花 (2-4)	強	中
ヤブニッケイ	中	中	陰	常高 (15)		弱	-
ヤマザクラ	速	中	陽	落高 (20)	花 (3-4)	-	弱
ヤマモモ	遅	乾	半陽	常高 (20)		強	中
リュウブ	中	中-乾	陽	落高 (10)	花 (7-8)	-	-
リンボク	中	中	陰	常高 (10)		-	-

低 木

和 名	生長	乾 湿	陰陽	性状	観 賞 期	潮害	大気汚染
アオキ	速	湿	陰	常低 (3)	果 (11-3)	強	強
イヌツゲ	遅	中	半陽	常低 (3)		強	強
イボタノキ	速	中	半陽	常低 (2)		—	—
ウメモドキ	中	中	陽	落低 (3)	果 (10-1)	中	中
エニシダ	速	乾	陽	落低 (1.5)	花 (5-6)	—	強
オカメザサ	—	中	陰	常低 (1)		—	強
カナメモチ	速	中	半陽	常低 (3)	果 (10-11) 葉 (5)	弱	中
クチナシ	速	中	半陽	常低 (2)	花 (6-7)	中	中
コバノミツバツツジ	—	中	陽	落低 (3)	花 (4-5)	—	—
コマユミ	中	中	半陽	落低 (2)	果 (10-12)	中	弱
ゴマギ	中	湿	半陽	落低 (3)	花 (5) (9-10)	—	—
サザンカ	遅	中	陰	常低 (3)	花 (10-3)	中	強
サツキ	速	中	陰	常低 (2)	花 (5-6)	弱	強
サンショウ	速	中	半陽	落低 (3)		—	—
シキミ	遅	湿	陰	常低 (3)	花 (3-4)	—	—
シモツケ	速	乾	半陽	落低 (1)	花 (5-7)	中	弱
ジャシャンボ	遅	乾	陰	常低 (3)		—	—
シャリンバイ	中	中	陽	常低 (2)	花 (5-6)	強	中
シロヤマブキ	速	中	半陽	落低 (2)	花 (4-5)	—	中
ジンチョウゲ	遅	中	陰	常低 (2)	花 (3-4)	中	中
センリョウ	遅	湿	陰	常低 (0.5)	果 (11-2)	弱	弱
タイミンタチバナ	遅	中	半陽	常低 (3)		—	—
チャノキ	遅	中	陰	常低 (1.5)	花 (10-11)	弱	中
ツゲ	遅	中	陰	常低 (3)		強	中
テリハノイバラ	速	乾-湿	陽	落低 (0.5)	花 (5-7)	強	—
トベラ	速	乾-湿	陽	常低 (3)	花 (5-6)	強	強
ナワシログミ	速	中	陰	常低 (2)	果 (5-6)	強	強
ナンテン	遅	中	半陽	常低 (2)	花 (7) 果 (10-2)	強	中
ニワトコ	速	中	半陽	落低 (3)		—	—
ネジキ	遅	乾	陽	落低 (3)	花 (6-7)	—	—

和名	生長	乾 湿	陰陽	性状	観賞期	潮害	大気汚染
ネズミモチ	速	乾-湿	陰	常低 (3)		強	強
ノイバラ	速	中-乾	陽	落低 (2)	花 (5-6)	-	-
ハイビクシン	遅	乾	陽	常低 (0.5)		強	強
ハコネウツギ	速	乾-湿	陽	落低 (3)	花 (5-6)	-	-
ハマゴウ	-	乾	陽	落低 (2)	花 (7-8)	強	-
バイカウツギ	速	中	陽	落低 (2)	花 (5-6)	-	-
ヒイラギナンテン	遅	中	半陽	常低 (1.5)	花 (3-4)	中	強
ヒサカキ	遅	乾	陰	常低 (3)		強	強
マサキ	速	乾-湿	陰	常低 (3)	果 (11-2)	強	強
マユミ	中	湿	半陽	落低 (3)	果 (10-12)	-	-
マンリョウ	遅	中	半陽	常低 (0.5)	果 (11-4)	-	-
ミヤコザサ	速	中	陰	常低 (0.5)		-	弱
ムクゲ	速	湿	陽	落低 (3)	花 (8-10)	中	強
ムラサキシキブ	速	中	半陽	落低 (1.5)	果 (10-11)	-	-
モクレン	速	中	陽	落低 (3)	花 (4)	弱	中
モチツツジ	中	中	半陽	落低 (3)	花 (5)	中	強
ヤツデ	中	湿	陰	常低 (3)		中	強
ヤブコウジ	遅	中	陰	常低 (0.2)	果 (11-2)	-	-
ヤマツツジ	中	中	半陽	落低 (3)	花 (4-5)	-	-
ヤマハギ	速	中	陽	落低 (1.5)	花 (7-9)	弱	中
ヤマブキ	速	湿	半陽	落低 (1.5)	花 (4-5)	弱	中
リュウキュウツツジ	中	中	陽	常低 (2)	花 (5)	中	強